

5章 住宅基本計画の推進に向けて

1. 住宅施策の推進体制

(1) 庁内体制の充実

住宅施策の推進にあたっては、住生活基本計画（国）や兵庫県住生活基本計画、庁内の各種計画との整合性を図りながら、国や兵庫県をはじめとした関係機関と連携し、本市の住宅基本計画に基づく効率的な住宅施策を展開していくための推進体制の充実を図ります。

特に住宅基本計画の推進に向けては、都市計画・福祉・環境など、庁内の他分野と横断的に連携して取り組むことが重要です。そのため、関連部局間の情報の共有化や連絡調整を積極的に行える協議の場を設けます。

(2) 市民、民間事業者、NPO等との連携・協働

住宅・住環境は市民の生活基盤であり、これらの維持・向上は市民一人ひとりの身近な課題でもあります。そのため、本計画に掲げられた施策を実現していくためには、市民の参加と連携が必要となります。

また、住宅供給のほとんどが民間事業者によって行われていることから、基本理念「末永く住み続けられる住宅・住環境をめざす」の実現に向けては、これら民間事業者等との連携・協働が重要となってきます。

このような状況を踏まえ、本計画では、施策展開ごとに「主体別主な取り組み」として、「市民」「事業者等」「行政」のそれぞれの立場から取り組むべき役割を記載しています。

より良好な住宅・住環境づくりを進めるため、この「主体別主な取り組み」を積極的に推進し、市民や民間事業者等の活動を支援します。

(3) 計画の進行管理

本計画の基本理念を実現するためには、本計画に位置付けた施策展開が着実に実行され、継続的に推進されることが必要です。そのために、計画に基づく施策が適切に実施され、効果をあげているかを検証し、見直しを行っていくといった P (plan)・D (do)・C (check)・A (action) サイクルに基づいた進捗管理を行います。

施策展開の中には、市民や民間事業者等と連携して行っていく施策が多く含まれています。多様な主体がそれぞれの役割を積極的に担っていく意識を高めるためにも、施策の実施状況等についての情報を公開するよう努めます。

(4) 新たな取り組みに向けた情報収集・研究

本格的な人口減少社会の到来や急激な少子・高齢化、人々のライフスタイルの多様化など、住宅や住環境を取り巻く環境が著しく変化する中で、サービス付き高齢者向け住宅[※]など、新たな住まい方に対する需要が高まっています。また、今後も新たな住まい方に向けた取り組みが行われることが予測されます。

そのため、これらの先進的な事例について広く情報を収集するとともに、民間事業者等と連携して研究を進めることを検討します。

また、市民の新たな居住ニーズの把握に取り組み、施策の見直しを行う際に反映させていくように努めます。